

【表紙】

【発行登録番号】	5 - 外 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 5 年 3 月 2 日
【会社名】	オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (Australian Business Number 11 005 357 522)
【代表者の役職氏名】	グループ財務責任者 (Group Treasurer) エイドリアン・ウェント (Adrian Went)
【本店の所在の場所】	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン ( ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia )
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善 弁護士 海江田 光
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(令和 5年3月10日)から2年を経過する日(令和7年3月9 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 5,000億円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) 別途記載する場合を除き、本発行登録書において使用される定義済の用語はすべて、本書「第二部 - 第1 - 1」に記載する有価証券報告書においてかかる用語に与えられた意味を有する。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし

### 第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

#### 2【売出しの条件】

未定

### 第3【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2022年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

令和4年12月20日 関東財務局長に提出

事業年度 2023年度（自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日）

令和6年4月1日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

2023年度上半期（自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日）

令和5年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2024年度上半期（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）

令和6年7月1日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

（ ）上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年3月2日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を令和5年2月13日に関東財務局長に提出

（ ）上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年3月2日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づき、臨時報告書を令和5年2月13日に関東財務局長に提出

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3（ ）の臨時報告書の訂正報告書）を令和5年2月27日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記3（ ）の臨時報告書の訂正報告書）を令和5年2月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（1）参照書類である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日（令和5年3月2日）現在、重大な変更は生じていない。

（2）参照書類である有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本発行登録書（添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録書提出日現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えており、本発行登録書に記載すべき追加の将来に関する記述はない。

なお、参照書類および本発行登録書（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし